

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

令和2年10月1日
株式会社〇〇〇〇総務課

〔本人の場合〕

1. 感染を疑わせる風邪様症状が出た場合

【以下のいずれかに該当する場合は、すぐに相談窓口へ相談してください】

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方^{（※）}で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）妊娠している人、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

【上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合も、相談してください】

- ① 症状が4日以上続く場合は必ず相談。
- ② 症状が強くなったと感じる場合や、解熱剤などを飲み続けなければ症状が改善しない場合は、すぐに相談。（4日以上待たずに）

【相談窓口について】

地域によって支援体制が異なりますので、事前に確認してください。

長野県の場合は、保健所の「有症状者相談窓口」に電話をし、受診の必要性や受診できる医療機関を確認します。（24時間対応ですが、できるだけ受診調整できる日中に相談しましょう。）

事前連絡なしに、直接医療機関を受診することは避けてください。

＜自宅で症状が出た場合＞

- ① 所属長に連絡した上で、出勤せず自宅で経過をみてください。
- ② 医療機関を受診する場合には、保健所に連絡して指示に従い、受診してください。

＜会社で症状が出た場合＞

- ① 所属長に報告し、直ちに帰宅し自宅療養してください。
- ② 保健所に連絡し、保健所の指示に従ってください。
- ③ 症状があった社員が接触した箇所をアルコール等で拭き取ります。

2. 症状が改善するか、受診の結果出勤が可能と判断された場合

- ① 発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等の症状が改善するか、医療機関を受診した結果、出勤が可能であると判断された場合には、所属長に連絡してください。
- ② 産業医の判断を含めて、出勤可能かどうかを判断します。 症状等に応じて、一定の自宅待機期間を設ける場合があります。

(参考) 日本産業衛生学会による「発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安」

次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこと

1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している

2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している

8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと

3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと

- ③ 出勤後は、体調の変化に十分注意し、発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等がみられたら、直ちに所属長に報告した上で帰宅し、自宅療養してください。

3. PCR 検査等の検査を行った場合

- ① 受診した医療機関の医師が必要と判断した場合、検査が実施されます。
- ② 検体採取は、受診した医療機関もしくは、「PCR 検査センター」等で行います。指示に従ってください。
- ③ 検査結果が出るまで、1～3 日程度かかります。その間は他者との接触を控え、マスク着用・手指消毒を徹底してください。家庭内での飲食もできるだけ別にするようにしてください。

4. 感染が確定した場合

【本人の対応】

- ① 診断が確定したら、保健所の指示（法的入院、就業制限等）に従うとともに、大至急所属長に連絡をしてください。所属長は総務課へ連絡してください。
現時点では、指定医療機関で治療するまで入院となります。ただし、軽症の場合は指定宿泊施設もしくは自宅での療養が指示され、保健所が健康観察を実施する場合があります。
- ② 診断が確定に至らないが、疑似症状と診断された場合は、保健所の指示に従ってください。この場合も大至急所属長に連絡をしてください。

【他の社員等への対応】

社員の感染が確定した場合は、保健所の職場調査が行われ、発症者と濃厚接触した者を決定します。所属長は行動範囲を把握した上で、基本的に保健所の指示に従います。

5. 感染により休業した場合の取り扱いについて

- ① 新型コロナウイルスは指定感染症であり、治療するまでは就業できません。
- ② 年次休暇もしくは傷病給付を利用しての休業となります。（通常の病気等の扱いと同様です）

6. 感染後の職場復帰の目安

- ① 次のいずれかを満たした後に退院となります。
- ・発症日後 10 日かつ症状軽快後 72 時間が経過（最短 10 日）
 - ・症状軽快後 24 時間経過した後、24 時間以上間隔をあげ、2 回の PCR 検査で陰性を確認
- ② 軽症者で、指定宿泊施設もしくは自宅での療養となった場合は、次のいずれかを満たした後に、就業制限が解除されます。
- ・検体採取日から 10 日以上経過

- ・検体採取日から6日以上経過し、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認
- ③ 最終的な勤務再開日は、産業医の意見を聞いた上で決定します。治療の経過を踏まえて、一定の経過観察期間（在宅勤務や自宅待機等）を設ける場合があります。

（参考） 日本産業衛生学会による「感染した従業員の職場復帰の目安」

次の1) および2) の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも14日が経過している
- 2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過している

入院していた者については、退院時に主治医からの指示を参考にすること。
職場復帰に際して1週間程度の在宅勤務を行ってから出社することが望ましい。
在宅勤務が困難な場合は、復帰後1週間は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を2m程度に保つなどの感染予防対策を行い、体調不要を認める際には出社はしないこと。

7. 濃厚接触者となった場合

【職場で濃厚接触者と決定した場合や、自分が行った場所で感染者が出たことがわかった場合など】

- ① 報道等でわかった場合は、直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅であった場合は出勤しないでください。所属長は総務課へ連絡してください。
- ② 保健所へ連絡し、保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。
最終接触から、14日間の自宅待機とします。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

8. その他

慢性的に風邪様症状があって、かかりつけ医等で治療を受けている社員は、治療の状況を保健師にお知らせください。（喘息・アレルギー等）症状が改善しない場合は、専門医の診察を受けてください。

〔同居家族等の場合〕

1. 同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合

- ① 同居家族等に濃厚接触者の疑いがあることがわかった時点で、直ちに所属長に連絡してください。
- ② 保健所の指導に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く確認してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ③ 社員本人に発熱等の症状が出現していない場合には、マスクを着用した上での出勤を認めますが、社員本人に風邪様症状が出現した時点で出勤を取りやめ、所属長に連絡してください。

2. 同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることがわかった時点で、直ちに所属長に連絡し、保健所からの指示事項があれば伝えてください。
- ② 状況によって、一定の経過観察期間（在宅勤務や自宅待機等）を設ける場合があります。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

3. 同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に風邪様症状、発熱、倦怠感、息苦しさ等が出たら、マスクを着用した上で出勤し、念のため所属長にその旨を伝えてください。自宅でも感染予防措置（マスク、手洗い）を徹底してください。
- ② 同居家族等の症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、所属長にその旨を伝えてください。

4. 同居家族等の感染が確定した場合

- ① 直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅で行った場合は出勤しないでください。所属長は総務課へ連絡してください。
最終接触から、14 日間の自宅待機とします。
- ② 保健所へ連絡し、指示に従ってください。
- ③ 保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。
- ④ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

「新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口（帰国者・接触者相談センター）」

心配な症状がある場合は、まず下記に電話してください。

■本社勤務の方

| 電話相談窓口 | 電話番号 | 備考 |
|------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 佐久保健福祉事務所（佐久保健所） | 0267-63-3164 | |
| 上田保健福祉事務所（上田保健所） | 0268-25-7135 | |
| 諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所） | 0266-57-2930 | |
| 松本保健福祉事務所（松本保健所） | 0263-40-1939 | |
| 大町保健福祉事務所（大町保健所） | 0261-23-6560 | |
| 長野保健福祉事務所（長野保健所） | 026-225-9039 | 須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡 |
| 北信保健福祉事務所（北信保健所） | 0269-62-6104 | 中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡 |
| 長野市保健所 | 026-226-9964 026-226-4911 | 平日：8:30～17:15 休日・夜間：17:15～8:30 |

■東京支社勤務の方

| 所在地 | 電話相談窓口 | 電話番号 | 備考 |
|---------|------------------------------|------------------------------|--|
| 東京都（日中） | 各保健所の相談センター | | |
| 板橋区 | 板橋区保健所 | 03-5877-4834 | 平日：9:00～17:00 |
| 新宿区 | 新宿区保健所 | 03-5273-3836 | 平日：9:00～17:00 |
| 世田谷区 | 世田谷保健所 | 03-5432-2910 | 平日：8:30～17:15 |
| 千代田区 | 千代田保健所 | 03-5211-8175 | 平日：8:30～17:15 |
| 青梅市 | 西多摩保健所 | 0428-22-6141 | 平日：9:00～17:00 |
| 東久留米市 | 多摩小平保健所 | 042-450-3111 | 平日：9:00～17:00 |
| 東京都（夜間） | 都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター | 03-5320-4592 [都内全域対象] | 休日・夜間 |
| 埼玉県 | さいたま市帰国者・接触者相談 センター | 048-840-2220 | 8:30～17:15 |
| | 新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター | 0570-783-770 | 24時間対応 |
| 神奈川県 | 横浜市帰国者・接触者相談セ ンター | 045-664-7761 | 9:00～21:00 夜間は各区の相談窓口へ |
| | 川崎市高津区 | 044-861-3341 | 8:30～21:00 |
| | 帰国者・接触者相談センター 受付窓口 | 0570-056799 045-285-1015 | 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀 市、藤沢市、茅ヶ崎市・寒川町 以外 |
| 千葉県 | 松戸健康福祉センター | 047-361-2140 0570-200-613 | 平日：9:00～17:00 休日・夜間 |